

# 総合口座

1. 商品名(愛称)	<ひろぎん>総合口座
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	定めなし
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法  (4)利率変更頻度	毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年3月と9月の第二日曜日の翌営業日に口座へ入金いたします。 毎日の最終残高 1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算 原則、1ヶ月毎(月初、第1月曜日から)
7. 手数料	キャッシュカードの支払い等にあたっては、ご利用時間により時間外利用手数料をいただくことがあります。くわしくは、キャッシュコーナーの表示をご覧ください。
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・給与、年金、配当金、公社債元利金等自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としてのご利用ができます。</li><li>・総合口座の担保となる定期預金の預入ができます。なお、貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。</li><li>・貯蓄預金との間で資金を移動させる「自動振替サービス」の取扱いができます。</li><li>・自動振替により、積立定期預金への預入ができます。</li><li>・定期預金との間で資金を振り替える「スウィングサービス」の取扱いができます。</li><li>・マル優の取扱いができます。</li><li>・普通預金の利息の一部または一定額を寄付する「ボランティア口座」の取扱いができます。</li><li>・貯蓄預金の預入ができます。</li><li>・別途、契約をご締結いただくことにより、当座貸越がご利用できます。</li></ul>
9. 中途解約時の 取扱い	定めなし (担保となる定期預金については、それぞれの取扱いに準じます。)
10. 金融商品販売法 における 重要事項	普通預金、貯蓄預金、定期預金は、それぞれ預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
11. その他参考と なる事項	1店舗においては、1人1口座の取扱いとなります。 総合口座定期預金の新規口座開設は原則として未成年の間はお取り扱いできません。
12. 紛争に関する事項	本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。 名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772